

草加市地域防災計画

＜風水害対策編＞

（第2章 風水害予防計画）

第1章
総則

第2章
風水害予防計画

第3章
風水害応急対策計画

目 次

第2章 風水害予防計画

第1節 自助、共助による防災力の向上	水-2-1
1 自助による市民の防災力向上	水-2-1
2 防災訓練の充実	水-2-5
3 自主防災組織の育成強化	水-2-5
4 消防団活動の活性化	水-2-5
5 企業防災の促進	水-2-6
6 ボランティア等の活動支援体制の整備	水-2-6
7 地区防災計画の策定支援	水-2-6
第2節 災害に強いまちづくりの推進	水-2-7
1 水害予防－治水	水-2-7
2 防災都市づくり	水-2-13
3 不燃化等の促進	水-2-13
4 オープンスペース等の確保	水-2-13
5 危険物施設等の安全対策	水-2-13
第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保	水-2-14
1 道路及び橋りょうの災害予防対策	水-2-14
2 緊急輸送道路の指定・復旧体制の整備	水-2-14
3 鉄道の災害予防対策	水-2-15
4 ライフライン施設の安全化	水-2-15
第4節 応急対応力の強化	水-2-16
1 応急活動体制の整備	水-2-16
2 防災拠点等の整備	水-2-17
3 消防力の充実強化	水-2-17
4 救急・救助体制の整備	水-2-18
5 被災者の生活再建支援策の充実	水-2-18
6 被災宅地危険度判定体制の整備	水-2-18
7 相互応援の体制整備等	水-2-18
8 受援計画	水-2-19
第5節 情報収集・伝達体制の整備	水-2-20
1 情報収集・伝達体制の整備	水-2-20
2 気象、河川情報、被害情報等収集体制の整備	水-2-22
3 情報通信施設の整備充実	水-2-23
第6節 医療救護等対策	水-2-24
1 医療救護体制の整備	水-2-24

2	遺体の埋・火葬のための資材、火葬場の確保	水-2-24
3	防疫・保健衛生対策	水-2-25
4	感染症予防対策	水-2-25
第7節	帰宅困難者対策	水-2-26
1	帰宅困難者対策の推進	水-2-26
2	帰宅困難者への支援	水-2-26
3	一時滞在施設の確保	水-2-27
4	企業等における対策	水-2-27
5	小・中学校、保育園・児童クラブ等における対策	水-2-27
6	訓練への参加	水-2-27
第8節	避難対策	水-2-28
1	避難施設の選定と確保	水-2-28
2	避難計画等の策定	水-2-30
3	指定避難所における生活環境の確保	水-2-32
4	避難誘導体制の整備	水-2-32
5	広域避難に係る体制の整備	水-2-36
6	市民への周知	水-2-36
7	避難所外避難者対策	水-2-36
第9節	要配慮者・避難行動要支援者への支援対策	水-2-37
1	要配慮者全般の安全対策	水-2-37
2	避難行動要支援者の安全対策	水-2-37
3	社会福祉施設入所者等の安全対策	水-2-38
4	保育所等及び放課後児童クラブの安全対策	水-2-39
第10節	物資供給・輸送・移送等対策	水-2-42
1	飲料水の供給体制の整備	水-2-42
2	食料の供給体制の整備	水-2-42
3	生活必需品の供給体制の整備	水-2-43
4	防災用資機材の備蓄	水-2-43
5	緊急輸送体制の整備	水-2-43
第11節	災害廃棄物処理体制の整備	水-2-44
1	災害廃棄物処理体制の整備	水-2-44
2	し尿処理体制の整備	水-2-44
第12節	市民生活の早期再建	水-2-45
1	応急住宅対策	水-2-45
2	動物愛護	水-2-45
3	文教対策	水-2-45
第13節	竜巻・突風等対策	水-2-47

1	竜巻等突風の発生、対処に関する知識の普及	水-2-47
2	竜巻注意情報等気象情報の普及	水-2-48
3	被害予防対策	水-2-51
4	竜巻等突風対処体制の確立	水-2-51
5	情報収集・伝達体制の整備	水-2-51
6	適切な対処法の普及	水-2-51
第14節	復興準備・推進体制の確立	水-2-53
1	復興準備体制の確立	水-2-53
2	復興推進体制の確立	水-2-53

第1章
総則

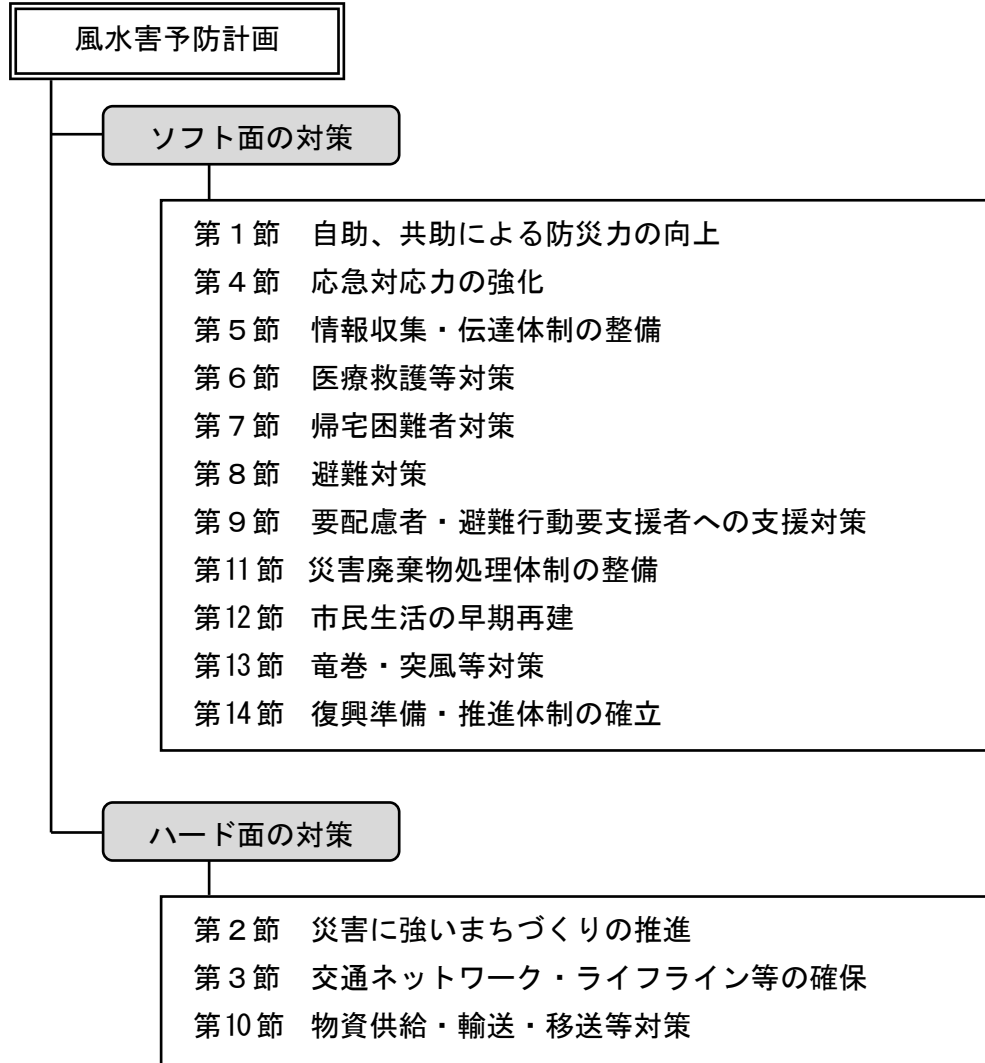
第2章
風水害予防計画

第3章
風水害応急対策計画

第2章 風水害予防計画

風水害予防計画の体系

風水害等の災害から市民の生命と財産を守り、安全で安心な都市づくり実現のために必要な対策を、国、県、防災関係機関等と連携しながら推進する。



第1節 自助、共助による防災力の向上

方策	担当部署
1 自助による市民の防災力向上	危機管理課、指導課、草加八潮消防組合
2 防災訓練の充実	危機管理課、草加八潮消防組合
3 自主防災組織の育成強化	危機管理課
4 消防団活動の活性化	草加八潮消防組合
5 企業防災の促進	危機管理課、産業振興課
6 ボランティア等の活動支援体制の整備	みんなでまちづくり課、市社会福祉協議会
7 地区防災計画の策定支援	危機管理課、みんなでまちづくり課

基本方針

台風や豪雨は、正確な気象情報を収集し、予想される事態への対策を取ることで、被害を最小限に留めることができる。危険が迫ったときに、迅速に対応できるよう、平時から自助、共助の力を高めておくことが重要である。

自助、共助による防災力の向上の基本方針は、次に定める。

準用元

震災対策編 第2章 震災予防計画
第1節 自助、共助による防災力の向上
基本方針

1 自助による市民の防災力向上

自らの身の安全は自らが守ることが防災・減災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平時より災害に対する備えを心がけることが重要である。

自助による市民の防災力向上は、次に定めるほか、(1)の対策を実施する。

準用元

震災対策編 第2章 震災予防計画
第1節 自助、共助による防災力の向上
1 自助による市民の防災力向上

(1) マイ・タイムライン作成の普及・啓発

市は、マイ・タイムライン作成に関するパンフレット等を作成、配布するなど、市民が適切な避難行動を取れるよう普及・啓発に努める。

マイ・タイムライン作成のポイント

1 事前の確認

○住んでいる場所の特徴

住んでいる場所が浸水想定エリア等になっているか、市が作成するハザードマップで確認

○避難先の想定

住んでいる場所と状況で避難行動は変わってくる。状況に応じて避難できるような複数の避難場所を想定しておく。

- ・原則…移動が危険なとき安全な場所で「屋内安全確保」
- ・「屋内安全確保」が危険なとき…指定緊急避難場所又は近隣の安全な場所への「立退き避難」
- ・夜間の豪雨時等外へ出る方がかえって危険なとき…家の中の安全な場所で「屋内安全確保」

2 情報の入手

気象情報や避難情報、避難の準備や避難開始のタイミングを決める目安となる。複数の情報入手手段を持つようにしておく。

3 早めの行動

資料：県作成「防災マニュアルブック（風水害・土砂災害編）」を一部修正

(2) 洪水浸水想定区域の周知

① 水防法に基づく洪水浸水想定区域の指定等

ア 洪水浸水想定区域の公表

平成27年（2015年）の水防法改正に基づき、国及び県では、管理する河川について、想定し得る最大規模の降雨（想定最大規模降雨¹）により、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、洪水浸水想定区域図を公表している。あわせて、発生頻度の高い洪水に対しても対策を検討できるよう「計画規模の降雨²（河川整備において基本となる降雨）」による洪水浸水想定区域も公表している。

現在、本市に被害を及ぼすおそれのある指定河川は、次のとおりである。

国管理河川	利根川、江戸川、中川、綾瀬川
県管理河川	綾瀬川、元荒川、芝川・新芝川

イ 浸水実績等の周知

市は、過去の浸水実績等を市民等へ周知する。

¹ 想定最大規模降雨：1,000年に1回程度（1年の間に洪水が発生する確率が1/1,000（0.1%））発生する規模を超える降雨。毎年の発生確率は小さいが、規模の大きな降雨である。

² 計画規模の降雨：河川整備において基本となる降雨であり、おおむね100年～200年に1回程度発生する降雨を想定している。

② 洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

市は、洪水浸水想定区域の指定があったときは、水防法に基づき、本計画において、当該洪水浸水想定区域ごとに次に掲げる事項について定める。

市地域防災計画における記載事項等

- a 洪水予報等の伝達方法
- b 避難施設その他の避難場所及び避難路等に関する事項
- c 市が実施する洪水、雨水出水に係る避難訓練の実施に関する事項
- d 浸水想定区域内に存在する地下街等、要配慮者施設、大規模工場等でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保が必要があると認められる場合、これらの名称及び所在地
- e その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項



市は、本計画に上記 d に掲げる事項を定めるときは、同計画に当該施設の所有者又は管理者に対する洪水予報等の伝達方法を記載する。

また、本計画にその名称・所在地を定められた上記 d の施設の所有者又は管理者は、以下について実施義務又は努力義務がある。

【地下街等】

- ① 施設利用者の洪水時等の避難確保及び浸水防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成、市長への報告、公表（義務）
- ② 計画に基づく施設利用者の洪水時等の避難確保及び浸水防止のための訓練の実施（義務）
- ③ 自衛水防組織の設置（義務）

【要配慮者利用施設】

- ① 施設利用者の洪水時等の避難確保に必要な訓練その他の措置に関する計画の作成、市長への報告、公表（義務）
- ② 計画に基づく施設利用者の洪水時等の避難確保のための訓練の実施（義務）
- ③ 自衛水防組織の設置（努力義務）

【大規模工場等】

- ① 施設利用者の洪水時等の浸水防止に必要な訓練その他の措置に関する計画の作成（努力義務）
- ② 計画に基づく洪水時等の浸水防止のための訓練の実施（努力義務）
- ③ 自衛水防組織の設置（努力義務）
- ④ 計画を策定、自衛水防組織を設置した場合の市長への報告（義務）

また、市は、国土交通省令で定めるところにより、本計画において定められた、上記 a～e に掲げる事項を住民、滞在者等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講じる。

さらに、ハザードマップの配布又は周知に際しては、

- 1) 居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえで、取るべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努める。
- 2) 安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないことについて、周知に努める。また、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること。
- 3) 警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解促進に努める。

また、要配慮者利用施設³の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等についても定期的に確認するよう努める。

③ 洪水ハザードマップの作成・周知

市は、洪水浸水想定区域の指定に基づき、想定される浸水区域や避難場所の位置、緊急連絡先や情報入手方法など、災害時に避難する市民にとって必要な情報を分かりやすくまとめた「洪水ハザードマップ」を作成し、周知に努める。

(3) 感染症対策

市は、避難時における感染症対策として、埼玉県による「避難所の運営に関する指針（新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン）令和2年5月埼玉県」や市の定めたマニュアル等に基づき、発熱等の症状がある場合の対応や、避難所以外での安全確保等について周知に努める。

(4) 要配慮者利用施設等に対する普及・啓発

① 避難確保計画の作成促進

浸水想定区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等を取りまとめた避難確保計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。また、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について、市に報告する。

なお、市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

② 業務継続計画の作成に係る周知・啓発

社会福祉施設等においては、災害等にあっても最低限のサービス提供を維持していくことが求められている。市は、災害時における緊急時の人員の招集方法や飲料水、食料、マスク等の衛生用品、冷暖房設備や空調設備稼働用の燃料等の確保策等を定めた「業務継続計画」(BCP)の策定の必要性について、施設関係者等に対し、周知・啓発を図る。

³ 要配慮者利用施設：社会福祉施設（老人福祉施設、有料老人ホーム、障害者支援施設、保育園、こども園等）、学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等）、医療施設（病院、診療所、助産院等）その他、主として防災上の配慮を要する人々が利用する施設

2 防災訓練の充実

災害時に適切な行動を取るためには、平時の訓練の積み重ねによって実践的な行動力を身に付けることが求められる。

防災訓練の充実は、次に定める。ほか、市は、市民等を対象とした水防訓練を定期的
に実施し、水防意識の向上に努める。

準用元

震災対策編 第2章 震災予防計画
第1節 自助、共助による防災力の向上
2 防災訓練の充実

3 自主防災組織の育成強化

市では、町会・自治会組織を軸とした自主防災組織等の活動を推進・支援する事業を実施している。現在、およそ140の自主防災組織が活動しており、今後も、自主防災組織の活動を支援する。

自主防災組織の育成強化は、次に定める。

準用元

震災対策編 第2章 震災予防計画
第1節 自助、共助による防災力の向上
3 自主防災組織の育成強化

4 消防団活動の活性化

消防団は、地域に密着した防災組織として重要な役割を担っており、災害発生時には大きな力を発揮している。

消防団は、水害発生の際は出動し、水防活動に従事する。

なお、市は、消防団員数の減少や近年の水災防止体制を取り巻く環境の変化等を踏まえ、水防協力団体の指定を図り、水防力の強化に努める。

消防団活動の活性化は、次に定める。

準用元

震災対策編 第2章 震災予防計画
第1節 自助、共助による防災力の向上
4 消防団活動の活性化

5 企業防災の促進

企業は、地域の一員として、風水害を想定し、平時から防災対策を講じておく必要がある。

企業防災の促進は、次に定める。

準用元

震災対策編 第2章 震災予防計画

第1節 自助、共助による防災力の向上

5 企業防災の促進

6 ボランティア等の活動支援体制の整備

近年、自然災害の発生に際し、被災地では様々な災害ボランティア活動が行われ、被災者・被災地の復旧・復興に大きな役割を果たしている。発災後速やかにボランティアを受け入れられるよう、市は、あらかじめボランティア等の活動体制を整備しておく必要がある。

ボランティア等の活動支援体制は、次に定める。

準用元

震災対策編 第2章 震災予防計画

第1節 自助、共助による防災力の向上

6 ボランティア等の活動支援体制の整備

7 地区防災計画の策定支援

地域防災力の一層の向上を図るためには、地域の特性に応じた地区防災計画を策定することが有効である。市は、地区防災計画の策定を検討している町会・自治会等に対し、策定支援を行う。

地区防災計画の策定支援は、次に定める。

準用元

震災対策編 第2章 震災予防計画

第1節 自助、共助による防災力の向上

7 地区防災計画の策定支援

第2節 災害に強いまちづくりの推進

方策	担当部署
1 水害予防一治水	建設部、都市整備部
2 防災都市づくり	都市計画課、開発審査課
3 不燃化等の促進	都市計画課
4 オープンスペース等の確保	都市計画課、みどり公園課
5 危険物施設等の安全対策	危機管理課、草加八潮消防組合

基本方針

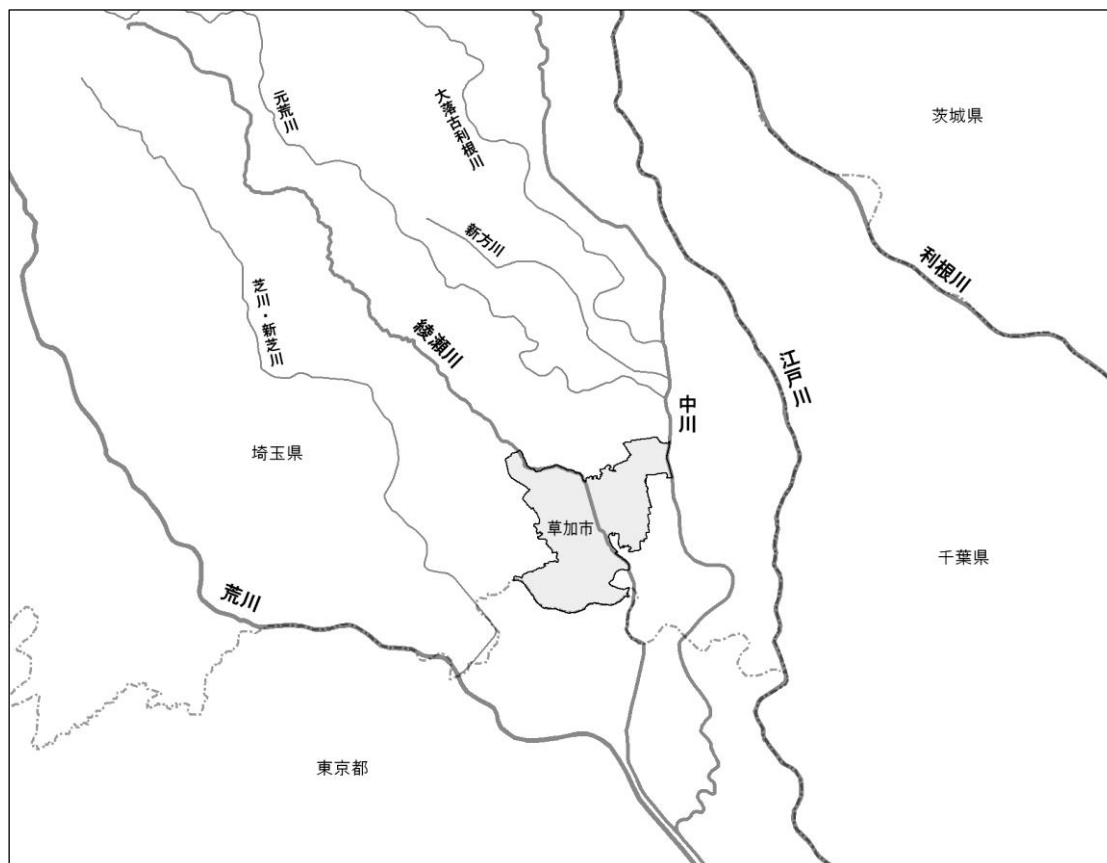
水害時の被害を最小限に抑えるため、水害予防対策の強化や流域治水への取組を進める。
また、避難所、避難路の確保・整備等をはじめとする都市の防災構造化を推進し、災害に強いまちづくりを推進する。

1 水害予防一治水

本市は、市内を流れる河川だけでなく、利根川や荒川等、市域から離れた大きな河川があふれても浸水するおそれがある。

また、地球温暖化に伴う気候変動の影響等により、突発的・局所的な大雨が増加しており、国・県・市が連携・協力し、河川改修・整備等必要な治水対策を実施し、水害の予防及び発生抑制を図る。

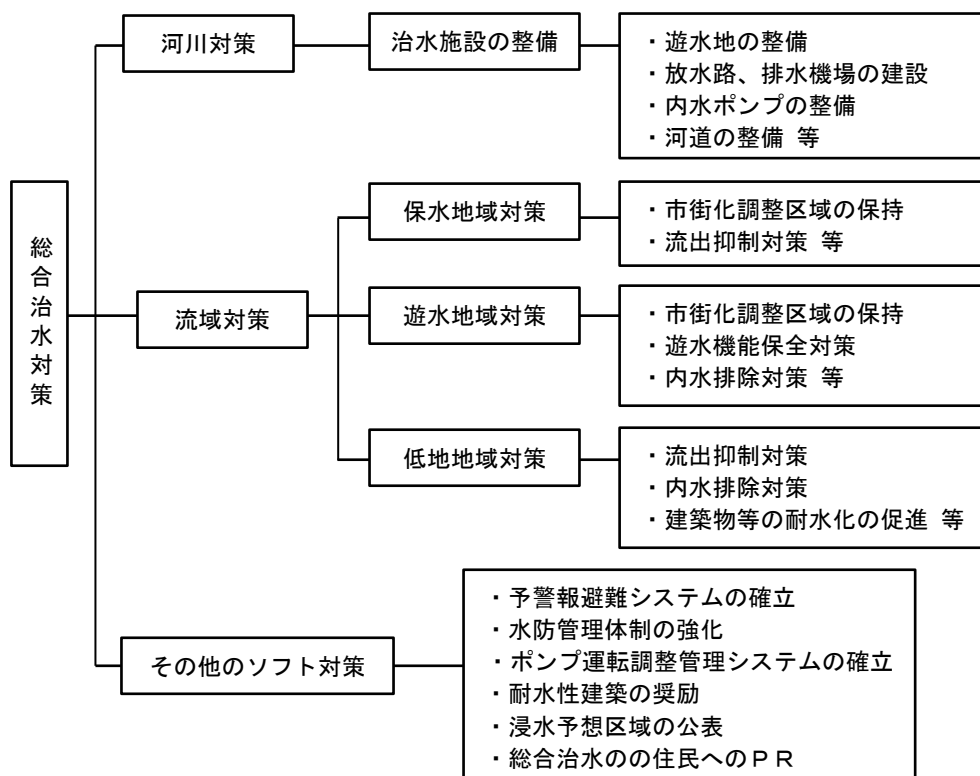
対象河川現況図



(1) 総合治水対策

総合治水対策とは、堤防や放水路、排水機場整備等の「治水対策」並びに流域において調整池や浸透施設を設置することで、雨水の流出抑制を図る「流域対策」に加えて、浸水予想区域の公表、水防管理体制の強化等の「ソフト施策」を組み合わせることで、浸水被害の発生防止と減災を図る総合的な取組である。

総合治水対策の体系例



資料：中川・綾瀬川流域整備計画

総合治水対策の推進

○都市化が著しい中川・綾瀬川流域では、堤防や放水路、排水機場等治水施設の整備だけでは洪水を防ぐことが困難となっている。

○ そこで、開発により損なわれた流域の保水・遊水機能を回復し、流域から雨が川へ流れ出すことを柱とした流域対策と、川の水を安全に流す施設の整備の両面から洪水被害の軽減・防止を図るという新たな対策（＝総合治水対策）を推進することとした。

○ 中川・綾瀬川の治水対策を総合的に実施していくため、国土交通省、埼玉県、東京都、茨城県及び流域関係 39 市区町村からなる「中川・綾瀬川流域総合治水対策」を設置し、各種施策による浸水被害の軽減に努めている。

資料：中川・綾瀬川流域総合治水対策資料
国土交通省 気候変動を踏まえた水災害対策検討小委員会配付資料

河川への流出抑制対策の例



(2) 市総合治水対策

草加市における「総合治水対策」は、中川・綾瀬川流域総合治水協議会が作成した「中川・綾瀬川流域整備計画」に基づいて実施している。

① 排水機場及びポンプ場の改修・整備等

本市の平均地盤高（AP+4.2m）と河川の計画高水位（H.W.L）は同程度で、計画高水位より低い地盤の地域も多くある。

これらの地域では、大雨による河川の増水時に自然流下による排水が困難となることから、内水としてたまった水を河川に排水し、より大きな河川に排水するために排水機場及びポンプ場の改修・整備等を推進している。

② 調整池

調整池

管理者	施設の名称	所在地	貯留量（m ³ ）
県	柳島治水緑地（辰井川）	柳島町	69,000
	谷塚治水緑地（辰井川）	谷塚上町	26,000

③ 雨水流出抑制対策

ア 雨水貯留施設の整備

市では、雨水流出抑制対策の一環として、市内に雨水貯留施設の整備及び管理を行い水害の緩和を図っている。

雨水流出抑制施設とは

流出抑制施設は、その機能により貯留型施設と浸透型施設に分けられ、貯留型施設は雨水を一時貯留させることにより、一時期に河川に流れ出るのを防ぎ、浸透型施設は雨水を浸透させることにより河川へ流れ出る量を抑制する。

草加市は、地下水位が高く、雨水が浸透しにくい地勢のため、雨水流出抑制はすべて貯留型によるものとし、浸透施設（浸透トレンチ等）による雨水流出抑制は認めていない。

開発予定区域の雨水は、桝（浸透性）、塩化ビニル管、側溝等を利用して1箇所に集め、オリフィスにて流出を抑制し放流する。



資料：草加市HP、埼玉県中川・綾瀬川総合治水事務所中川・綾瀬川流域雨水流出抑制対策

イ 開発行為における流出抑制対策

開発行為が行われると、雨水が地中に浸透する土地の面積が少なくなり、短時間に多量の雨水が排水路に集中し、河川が氾濫する都市型水害の頻発が懸念される。

市では、「草加市小規模開発行為等審査基準」や「草加市開発事業等の手続及び基準等に関する条例」に基づき、開発行為に対して、雨水流出抑制施設の設置及び構造に係わる技術的な基準等を示し、適正な雨水流出抑制を図っている。

草加市における開発行為における流出抑制対策の経緯

年月	根拠	開発行為の対象	
		500 ㎡以上	500 ㎡未満（小規模開発）
S 58. 8 (H12. 7 改訂)	中川・綾瀬川流域整備計画	当該計画の流出抑制対策実施基準に基づき、当該区域内に雨水流出抑制対策施設を設置する。	対象外
H 7. 3	草加市小規模開発行為等審査基準	対象外	- 排水系統の最終樹に浸透樹を設置する。 - 下水道供用開始区域外において建築物の建築を行う場合は、汚水排水管と雨水排水管とを分離し、排水するよう努める。 - 雨水排水系統の最終樹からの排水口径を 50mm とするよう努める。
H 17. 3	草加市開発事業等の手続及び基準等に関する条例	- 開発区域の面積に応じて、適切な雨水流出抑制の措置を講じる。（但し、規則等で定める場合にあつては、この限りではない。） - 雨水流出抑制施設からの排水は、その排水を適切に流下させる雨水排水施設に接続する。 - 雨水流出抑制施設の管理については、原則として所有者又は開発事業者等が管理を行う。	- 敷地内において、適切な排水施設を設置するよう努める。 - 雨水の流出抑制のため、適切な浸透ますを設置する。 - 雨水排水系統の排水口径を適切なものとするよう努める。 - 下水道供用開始区域以外においては、汚雑排水管と雨水排水管を分離し、排水するよう努める。

ウ 既開発地における雨水流出抑制対策

市では、既に開発されている地域において、失われた保水機能を回復することを目的に、小・中学校の校庭を低床化した校庭貯留を整備している。

草加市における校庭貯留の経緯

年度	取組内容
S 59	・各校で校庭貯留を実施。※20 校（市管理は 19 校）で実施。（地域貯留浸透事業）
H 6～H 11	・貯留施設の管理に関する市と教育委員会との協定締結
H 17	・学校の新設等においては、草加市開発事業等の手続及び基準等に関する条例の規定に伴い、流出抑制対策を講じることとする。

エ 市が管理する雨水貯留施設

市は、豪雨等による浸水被害を軽減するため、市管理の雨水貯留施設を整備・管理する。

オ 緑地・農地の保全

緑地や農地の持つ保水・貯留機能を維持・確保するため、開発等により失われつつある緑の保全に努める。

④ 地盤沈下対策

地盤沈下による水害被害の増大を防ぐため、県が継続的に実施している地盤変動量等の調査を活用し、市域内の地盤沈下の状況を把握するとともに、「工業用水法」、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律（ビル用水法）」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づき地下水採取を規制する。

(3) 流域治水対策

気候変動等による水害リスクの増大に備えるためには、市が主体となって行う水害対策に加え、国、県、事業者、住民等の流域のあらゆる関係者が連携・協働して、主体的に治水に取り組む社会を構築する必要がある。

こうした流域全体で水害を軽減させる「流域治水」へ転換するため、全国の一級水系等において「流域治水協議会」が設置され、同協議会としてハード・ソフトが一体となった事前防災対策の推進に取り組んでいる。

① 流域治水協議会における活動

市では、現在、「江戸川流域治水協議会」及び「中川・綾瀬川流域治水協議会」に参画しており、関係者と連携して、氾濫をできるだけ防ぐ対策、被害対象を減少させるための対策及び被害の軽減・早期復旧・復興のための対策について、総合的・多層的に推進し、「流域治水」に計画的に取り組む。

② 流域治水関連法（令和3年11月1日施行）に基づく対策

ア 氾濫をできるだけ防ぐための対策として、「①河川・下水道における対策の強化（下水道（雨水）での浸水被害を防ぐべき目標降雨を計画に位置づけ、下水道（雨水）の樋門等の操作ルール策定を義務づけ、河川等から市街地への逆流等を確実に防止するなど）」、「②流域における雨水貯留対策」を推進する。

イ 被害対象を減少させるための対策として、水防災に対応したまちづくりとの連携、住まい方の工夫（浸水被害防止区域の検討、防災集団移転促進事業のエリア要件の拡充、災害時の避難先となる拠点の整備や地区単位の浸水対策等）に努める。

ウ 被害の軽減・早期復旧・復興のための対策として、中小河川等のハザードマップ作成、市の助言・勧告による要配慮者利用施設に係る避難確保計画・訓練の推進等に努める。

流域治水の考え方

流域治水とは、河川・下水道管理者等による治水に加え、あらゆる関係者（国・県・市町村・企業・住民等）により流域全体で行う治水対策のことである。

気候変動の影響

激甚化している水災害に速やかに対応するとともに、将来の気候変動（降雨量の増大等）を見込んだ治水計画の見直しが必要

法的枠組の整備が必要

流域治水関連法の公布（令和3年5月）

流域治水のイメージ



法律の概要

1. 流域治水の計画・体制の強化
2. 氾濫をできるだけ防ぐための対策
3. 被害対象を減少させるための対策
4. 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

令和2年6月に都市再生特別措置法が改正され、市町村が「立地適正化計画」を定める際には、市町村による居住誘導区域内の防災対策等を盛り込んだ「防災指針」を盛り込むことが位置づけられた。

2 防災都市づくり

風水害による人的・物的被害を最小限に留めるため、災害に強い安全な市街地整備を計画的に進める必要がある。

防災都市づくりは、次に定める。

準用元

震災対策編 第2章 震災予防計画
第2節 災害に強いまちづくりの推進
1 防災都市づくり

3 不燃化等の促進

風害による火災の危険を防除するため、市街地の不燃化対策を促進する必要がある。不燃化等の促進は、次に定める。

準用元

震災対策編 第2章 震災予防計画
第2節 災害に強いまちづくりの推進
3 不燃化等の促進

4 オープンスペース等の確保

公園・広場等は、災害時において、応急活動の円滑化や火災の延焼防止効果等を有しているため、オープンスペース（防災空間）の確保に努めていく必要がある。

オープンスペース等の確保は、次に定める。

準用元

震災対策編 第2章 震災予防計画
第2節 災害に強いまちづくりの推進
4 オープンスペース等の確保

5 危険物施設等の安全対策

災害時において、危険物による二次災害の発生及び拡大を防止するための対策をあらかじめ講じておく必要がある。

危険物施設等の安全対策は、次に定める。

準用元

震災対策編 第2章 震災予防計画
第2節 災害に強いまちづくりの推進
8 危険物施設等の安全対策

第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保

方策	担当部署
1 道路及び橋りょうの災害予防対策	道路整備課、国、埼玉県
2 緊急輸送道路の指定・復旧体制の整備	道路整備課、国、埼玉県
3 鉄道の災害予防対策	交通対策課、東武鉄道(株)
4 ライフライン施設の安全化	水道施設課、水道工務課、下水道課、河川課 東京電力パワーグリッド(株)、東京ガス(株)、 東日本電信電話(株)、東武鉄道(株)

基本方針

災害による人的被害の最小化及び迅速な復旧には、道路及び鉄道等の交通ネットワーク・ライフライン等の確保が不可欠である。

交通ネットワーク・ライフライン等の確保の基本方針は、次に定める。

準用元

震災対策編 第2章 震災予防計画

第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保

基本方針

1 道路及び橋りょうの災害予防対策

道路及び橋りょうは、災害時の避難路、消防活動空間、延焼遮断帯及び緊急物資等の輸送ルートとしての多様な機能を有しているため、計画的に整備を進める。

道路及び橋りょうの災害予防対策は、次に定める。

準用元

震災対策編 第2章 震災予防計画

第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保

1 道路及び橋りょうの震災予防対策

2 緊急輸送道路の指定・復旧体制の整備

災害時には、食料や生活必需品等を緊急に輸送する必要があるため、緊急輸送体制を確立しておく必要がある。

緊急輸送道路の指定・復旧体制の整備は、次に定める。

準用元

震災対策編 第2章 震災予防計画

第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保

2 緊急輸送道路の指定・復旧体制の整備

3 鉄道の災害予防対策

東武鉄道(株)は、大規模な風水害の発生を考慮し、鉄道の安全性の確保に向けた対策を講じる。

鉄道の災害予防対策は、次に定める。

準用元

震災対策編 第2章 震災予防計画

第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保

3 鉄道の震災予防対策

4 ライフライン施設の安全化

ライフライン関連施設の耐震化やバックアップ機能の確保、早期復旧に向けた仕組みづくりなど、ライフライン機能の確保に向けた対策を実施する。

ライフライン施設の安全化は、次に定めるほか、(1)の対策を実施する。

準用元

震災対策編 第2章 震災予防計画

第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保

4 ライフライン施設の安全化

(1) 電気施設の災害予防対策

東京電力パワーグリッド(株)は、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。

また、東京電力パワーグリッド(株)は、在宅で人工呼吸器等の医療機器を使用しており、バッテリー等の代替電源がない要配慮者に対する小型発電機等の貸出に努める。

第4節 応急対応力の強化

方策	担当部署
1 応急活動体制の整備	危機管理課、情報推進課
2 防災拠点等の整備	危機管理課
3 消防力の充実強化	草加八潮消防組合、草加市消防団
4 救急救助体制の整備	草加八潮消防組合、草加市消防団
5 被災者の生活再建支援策の充実	市民税課、資産税課、納税課
6 被災宅地危険度判定体制の整備	開発審査課
7 相互応援の体制整備等	危機管理課
8 受援計画	危機管理課

基本方針

市は、災害発生時に応急活動や被災者の救急・救助、被災地の復旧を迅速・的確に実施するため、応急活動体制の整備や消防力の充実・強化、救急・救助体制の整備等を推進し、応急活動体制に万全を期する。

1 応急活動体制の整備

災害時における応急活動を速やかに実施するため、災害対策本部機能の強化や各種訓練の実施、応急対応及び復旧復興のための人材の確保等を推進する。

応急活動体制の整備は、次に定めるほか、(1)、(2)の対策を実施する。

準用元

震災対策編 第2章 震災予防計画
第4節 応急対応力の強化
1 応急活動体制の整備

(1) 河川の水位状況の把握

市は、気象庁の気象予測データや国の「川の防災情報」、県の「埼玉県水防情報」で公開している水位情報等を活用し、各河川の水位状況及びポンプ施設の稼働状況を把握する。

(2) 業務継続計画（BCP）＜（仮）風水害編＞の策定

市は、台風や大雨等による風水害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、非常時優先業務を遂行する上で必要な資源の準備や手段などを定めた「草加市業務継続計画（BCP）＜（仮）風水害編＞」の策定を進める。

2 防災拠点等の整備

災害応急対策を速やかに実施するため、防災拠点施設の耐震化や設備の整備・充実、物資の備蓄等を推進する。

防災拠点等の整備は、次に定めるほか、(1)、(2)の対策を実施する。

準用元

震災対策編 第2章 震災予防計画
第4節 応急対応力の強化
2 防災拠点等の整備

(1) 庁舎における浸水対策のあり方

市役所本庁舎において、考慮すべき浸水対策の観点は、次のとおりである。

- ・災害対策の執務等を行う部屋を上階に配置
- ・財産・情報を保管する部屋を上階に配置
- ・庁舎内設備機器の機能の確保（上階の配置等）
- ・水害時の応急措置（止水板の確保等）

(2) 水防用資機材の整備

水防用資機材は災害発生時に行う救助、救援活動で必要となるため、市は、水防倉庫において水防用資機材の備蓄を行う。

また、適宜、その資機材のメンテナンス及び更新を行い、不測の事態に備える。

なお、水防用資機材の保管場所及び品目、数量等は過去の水害状況を勘案し定める。

(3) 備蓄計画の整備

市は、家庭内備蓄の推進、救援物資等の考え方を踏まえ、自助・共助・公助が一体となって備蓄を推進するための備蓄計画の策定を進める。

3 消防力の充実強化

消防・救急・救助活動を的確に実施するため、消防施設、消防設備の整備・充実と維持管理に努める。

消防力の充実強化は、次に定める。

準用元

震災対策編 第2章 震災予防計画
第4節 応急対応力の強化
3 消防力の充実強化

4 救急救助体制の整備

草加八潮消防組合・草加市消防団は、災害時における初動体制を確立し、関係機関との連携を密にして、救急・救助活動の万全を期する。

救急・救助体制の整備は、次に定める。

準用元

震災対策編 第2章 震災予防計画
第4節 応急対応力の強化
4 救急救助体制の整備

5 被災者の生活再建支援策の充実

被災者の生活再建を支援するため、罹災証明書交付体制等の整備を図る。

被災者の生活再建支援策の充実は、次に定める。

準用元

震災対策編 第2章 震災予防計画
第4節 応急対応力の強化
5 被災者の生活再建支援策の充実

6 被災宅地危険度判定体制の整備

風水害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災し、二次災害を軽減又は防止する必要がある場合には、被災宅地危険度判定を実施する。

被災宅地危険度判定体制の整備は、次に定める。

準用元

震災対策編 第2章 震災予防計画
第4節 応急対応力の強化
8 被災宅地危険度判定体制の整備

7 相互応援の体制整備等

大規模な風水害の発生時には、市単独では応急復旧活動を十分に遂行できなくなる可能性があることから、あらかじめ広域的な相互応援体制を整備しておく必要がある。

相互応援の体制整備等は、次に定めるほか、(1)の対策を実施する。

準用元

震災対策編 第2章 震災予防計画
第4節 応急対応力の強化
9 相互応援の体制整備等

(1) 災害時応援協定の見直し等

災害時協定の中には、締結から期間の経過とともに、形骸化し、内容が現状にそぐわなくなっている。このため、定期的に協定内容の再確認や必要に応じて見直し等を行う。

また、協定締結分野の偏りにより、災害対策上支障が生じることのないよう、協定の

拡充や体制を随時見直していく必要がある。

8 受援計画

大規模な風水害発生時に、他の自治体や機関からの応援を迅速かつ効率的に受け入れられるよう、あらかじめ応援を必要とする業務や受入体制等を定めた「受援計画」の具体化を進める。

準用元

震災対策編 第2章 震災予防計画

第4節 応急対応力の強化

10 受援計画

第5節 情報収集・伝達体制の整備

方策	担当部署
1 情報収集・伝達体制の整備	危機管理課、広報課、建設管理課
2 気象、河川情報、被害情報等収集体制の整備	危機管理課、広報課
3 情報通信施設の整備充実	危機管理課、広報課、情報推進課

基本方針

防災対策を迅速かつ的確に実施するためには、気象情報や被害状況等を迅速かつ的確に収集・伝達・処理するソフト、ハード両面の仕組みづくりが必要である。

情報収集・伝達体制の整備の基本方針は、次に定める。

準用元

震災対策編 第2章 震災予防計画

第5節 情報収集・伝達体制の整備

基本方針

1 情報収集・伝達体制の整備

大規模な風水害が発生したときは、気象情報や被害状況等を迅速に収集・把握することによつて的確かつ素早い対応が可能となる。

情報収集・伝達体制の整備は、次に定めるほか、(1)～(2)の対策を実施する。

準用元

震災対策編 第2章 震災予防計画

第5節 情報収集・伝達体制の整備

1 情報収集・伝達体制の整備

(1) 気象情報の周知・活用

市では平時から水害に備え、気象情報の収集や河川水位の監視等を行っている。

また、民間の気象会社と契約し、市内における警報・注意報の発令の有無、市内の雨量情報、気象レーダや雨量予測等の気象情報、河川水位をパソコンやスマートフォンから入手できるようにしている。

市は、気象情報など災害から身を守るための情報を市民に周知し、居住地域で起こり得る災害及びその態様に応じて危険から身を守る行動方法等について普及・啓発を図る。

(2) 洪水警報の危険度分布（キキクル）の周知

気象庁は、警報・注意報が発表されたときに、実際にどこが流域雨量指数⁴の予測値をもとに警報・注意報への基準に到達を予想しているのかを明確にした「キキクル（危険度分布）」を提供している。市は、「キキクル（危険度分布）」の周知（通知サービスの案内等）に努める。

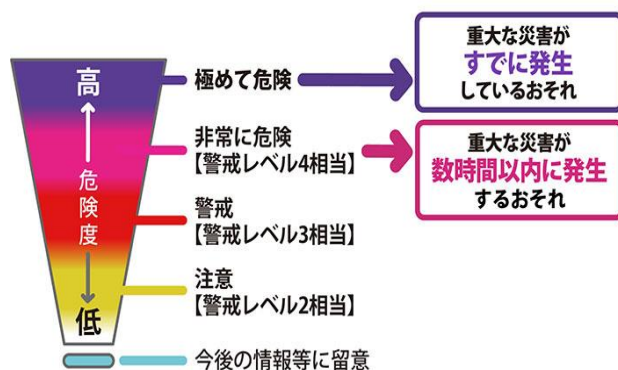
キキクルとは

大雨・洪水警報の危険度分布「キキクル」は、大雨や洪水による災害の危険が、どこで、どのレベルで迫っているかを、地図上で視覚的に知ることができる情報で、気象庁のホームページやスマートフォンのアプリ等で公開されている。

気象庁のキキクル（危険度分布）画像



洪水警報の危険度分布の区分



- 「キキクル」は、災害発生の危険度を5段階に区分し、それぞれ色分けして地図上に表示して、どの場所で、どのくらい災害の危険度が高まっているか、数時間先までの危険度をお知らせする情報。
- 危険度の情報は10分ごとに更新され、こまめにチェックすることで、危険度の高まりを早めにキャッチすることができる。

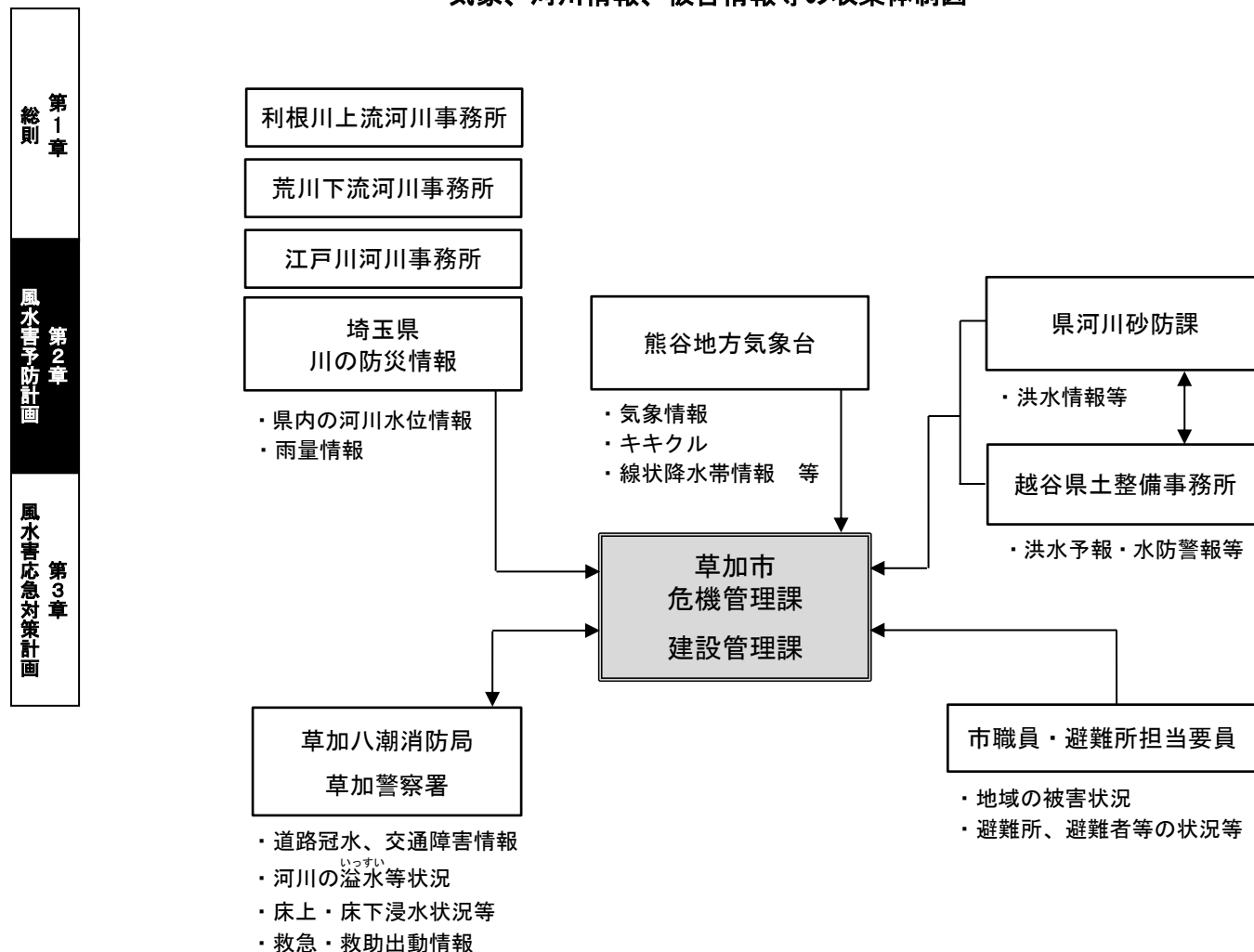
資料：政府広報オンライン

⁴ 流域雨量指数：河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標のこと。

2 気象、河川情報、被害情報等収集体制の整備

市は、災害応急対策を実施するに当たって必要な気象情報、水防警報、被害状況及びその他災害に関する情報を迅速かつ確実に収集し、伝達するための体制を整備する。

気象、河川情報、被害情報等の収集体制図



顕著な大雨に関する気象情報の発表について

「顕著な大雨に関する情報」は、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する情報である。都道府県の地方ごとに、次のような内容で情報が発表される。

<情報の発表例>

〇〇地方、〇〇地方では、「線状の降水帯」により「非常に激しい雨が同じ場所で降り続けています。」命に危険が及ぶ土砂災害や洪水による災害発生の危険度が急激に高まっています。

顕著な大雨に関する気象情報の発表イメージ

注意報・警報などで大雨への警戒呼び掛け

解析雨量・降雨地域の形状など基準を満たすと確認

「顕著な大雨に関する気象情報」発表

基準を満たしていれば
3時間ごとに再度発表



危険度が低くなった場合は「雨は峠を越えたが、引き続き最大級の警戒を」等と、別の気象情報で呼び掛け

- ・降水帯が衰え、危険性が低くなった場合の「解除情報」は出さない。
- ・この情報が発表されたら、市の避難情報やキキクル等を確認し、適切な避難行動を取る。

資料：気象庁資料に基づき作成

3 情報通信施設の整備充実

災害時に市民に的確な情報を伝達できるよう、また、情報伝達に支障を招くことがないように、防災行政無線等の情報通信機器の整備充実及び安全対策や地域BWAシステム（地域広帯域移動無線アクセスシステム）の活用等を推進する。

情報通信施設の整備充実は、次に定める。

準用元

震災対策編 第2章 震災予防計画

第5節 情報収集・伝達体制の整備

2 情報通信施設の整備充実

第6節 医療救護等対策

方策	担当部署
1 医療救護体制の整備	危機管理課、健康づくり課
2 遺体の埋・火葬のための資材、火葬場の確保	危機管理課、生活支援課、市民課
3 防疫・保健衛生対策	危機管理課、健康づくり課、くらし安全課 廃棄物資源課
4 感染症予防対策	危機管理課、健康づくり課

基本方針

市は、被災者の救護に万全を期すため、医療救護体制や救護体制の確立等を図る。
医療救護等対策の基本方針は、次に定める。

準用元

震災対策編 第2章 震災予防計画
第6節 医療救護等対策
基本方針

1 医療救護体制の整備

救助や医療救護を必要とする多数の傷病者の発生に対し、迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ災害時の医療体制の整備を図る。

医療救護体制の整備は、次に定める。

準用元

震災対策編 第2章 震災予防計画
第6節 医療救護等対策
1 医療救護体制の整備

2 遺体の埋・火葬のための資材、火葬場の確保

遺体の埋・火葬のため、遺体収容所や遺体安置所の選定、火葬場の確保を図る。

遺体の埋・火葬のための資材、火葬場の確保は、次に定める。

準用元

震災対策編 第2章 震災予防計画
第6節 医療救護等対策
2 遺体の埋・火葬のための資材、火葬場の確保

3 防疫・保健衛生対策

災害時における感染症の発生と流行を未然に防止するため、防疫・保健衛生対策を実施する。

防疫・保健衛生対策は、次に定める。

準用元

震災対策編 第2章 震災予防計画

第6節 医療救護等対策

3 防疫・保健衛生対策

4 感染症予防対策

災害時に感染症患者が発生した場合を想定し、平時より、関係機関や庁内関係各課が連携し、感染症予防対策を講じる。

感染症予防対策は、次に定める。

準用元

震災対策編 第2章 震災予防計画

第6節 医療救護等対策

4 感染症予防対策

第7節 帰宅困難者対策

方策	担当部署
1 帰宅困難者対策の推進	危機管理課、交通対策課
2 帰宅困難者への支援	危機管理課、交通対策課
3 一時滞在施設の確保	危機管理課、交通対策課
4 企業等における対策	危機管理課、産業振興課
5 小・中学校、保育園・児童クラブ等における対策	危機管理課、学務課、保育課、子ども育成課
6 訓練への参加	危機管理課

基本方針

大規模な風水害が発生し、鉄道等の公共交通機関が停止した場合には、市内で多くの帰宅困難者が発生するおそれがあることから、家族等の安否確認手段、一時滞在施設の確保等、帰宅困難者対策の推進を図る。

帰宅困難者対策の基本方針は、次に定める。

準用元

震災対策編 第2章 震災予防計画
第7節 帰宅困難者対策
基本方針

1 帰宅困難者対策の推進

災害発生時に大きな混乱を起こさないための対策を推進する。

帰宅困難者対策の推進は、次に定める。

準用元

震災対策編 第2章 震災予防計画
第7節 帰宅困難者対策
1 帰宅困難者対策の推進

2 帰宅困難者への支援

安全が確認された後の徒歩帰宅者に対し、情報提供等の支援を行う。

帰宅困難者への支援は、次に定める。

準用元

震災対策編 第2章 震災予防計画
第7節 帰宅困難者対策
2 帰宅困難者への支援

3 一時滞在施設の確保

鉄道の運行再開の見込みが立たない場合や代替交通手段が確保できない場合に、帰宅困難者を駅から近接する指定避難所等へ一時収容することを検討する。

一時滞在施設の確保は、次に定める。

準用元

震災対策編 第2章 震災予防計画

第7節 帰宅困難者対策

3 一時滞在施設の確保

4 企業等における対策

鉄道事業者、大規模集客施設の事業者等は、自社従業員等との安否確認手段の確保や飲料水、食料等の備蓄等の対策をあらかじめ講じておく。

企業等における対策は、次に定める。

準用元

震災対策編 第2章 震災予防計画

第7節 帰宅困難者対策

4 企業等における対策

5 小・中学校、保育園・児童クラブ等における対策

小・中学校、保育園・児童クラブ等は、災害時における保護者との連絡方法や帰宅が困難な場合に備えて、施設内に留めるための対策等をあらかじめ講じておく。

小・中学校、保育園・児童クラブ等における対策は、次に定める。

準用元

震災対策編 第2章 震災予防計画

第7節 帰宅困難者対策

5 小・中学校、保育園・児童クラブ等における対策

6 訓練への参加

市は、首都圏統一帰宅困難者対応訓練等への市民への積極的な参加を呼び掛ける。

訓練への参加は、次に定める。

準用元

震災対策編 第2章 震災予防計画

第7節 帰宅困難者対策

6 訓練への参加

第8節 避難対策

方策	担当部署
1 避難施設の選定と確保	危機管理課、スポーツ振興課、長寿支援課、都市計画課、みどり公園課、障がい福祉課、みんなでまちづくり課
2 避難計画等の策定	危機管理課、産業振興課、長寿支援課、障がい福祉課、指導課、草加八潮消防組合、(各施設所管課)
3 指定避難所における生活環境の確保	危機管理課
4 避難誘導體制の整備	危機管理課
5 広域避難に係る体制の整備	危機管理課
6 市民への周知	危機管理課、広報課
7 避難所外避難者対策	危機管理課

基本方針

水害は降雨から危険な状況になるまで猶予時間があり、事前に避難することが可能であり、市は、市民が自らの判断で適切な避難行動を取ることができるよう、避難に関する情報提供体制の整備や避難情報の判断・伝達マニュアルを策定し運用を図る。

また、市民に対して早期避難の重要性の周知や避難場所及び避難所の周知、避難計画の策定等の取組を推進する。

1 避難施設の選定と確保

風水害において、避難所は、氾濫水による生命身体への危険を避けるため、また、浸水被害によって生活の場を失った市民の安全な避難生活のため、欠かすことのできないものである。また、被災者の救援及び情報伝達等の場所としても整備を図る必要がある。なお、指定管理施設が避難所の場合、あらかじめ協定等により市と指定管理者との間の役割分担及び費用負担について明確にしておく必要がある。

一方で、感染症対策により、指定避難所の収容人数を減らさざるを得ないおそれがあるため、できる限り多くの避難所の確保を平時から検討しておく必要がある。

本市の避難所は、学校や公共施設を中心に指定している。

その他の取組については、次に定める。

準用元

震災対策編 第2章 震災予防計画

第8節 避難対策

1 避難施設の選定と確保

草加市指定避難所一覧

【凡例】「2階」：2階以上利用可能、「○」：使用可能、「×」：不可

コミュニティ ブロック	種別	番号	避難所名	標高 (m)	施設の利用可否				
					洪水の場合				
					利根川	江戸川	中川・綾瀬 川・元荒川	荒川	芝川・新 芝川
新田西部 ブロック	第1 避難所	1	新田中学校・長栄小学校	3.1	2階	○	2階	2階	○
		2	新栄小学校	3.7	2階	○	2階	2階	○
		3	新栄中学校	3.9	2階	○	○	2階	○
		4	清門小学校	3.4	2階	○	2階	2階	○
		5	新田小学校	3.0	2階	○	2階	2階	○
		6	栄中学校	2.3	2階	○	2階	2階	○
	第2 避難所	7	新田西文化センター	3.2	2階	○	2階	2階	○
		8	勤労福祉会館	3.4	2階	○	○	2階	○
新田東部 ブロック	第1 避難所	9	八幡小学校	3.3	2階	2階	2階	2階	○
		10	八幡北小学校	3.5	2階	2階	2階	2階	○
		11	松江中学校	2.8	2階	2階	2階	2階	○
	第2 避難所	12	八幡コミュニティセンター	3.4	×	×	×	×	○
草加安行 ブロック	第1 避難所	13	小山小学校	4.7	○	○	○	○	○
		14	栄小学校	2.7	2階	○	2階	2階	○
		15	松原小学校	2.7	2階	○	2階	2階	○
		16	花栗南小学校	3.4	2階	○	2階	2階	○
		17	花栗中学校	3.5	2階	○	2階	2階	○
	第2 避難所	18	原町コミュニティセンター	3.8	×	○	○	○	○
草加稻荷 ブロック	第1 避難所	19	稲荷小学校	2.8	2階	2階	2階	2階	○
	第2 避難所	20	稲荷コミュニティセンター	2.5	×	×	×	×	×
草加川柳 ブロック	第1 避難所	21	川柳中学校	3.3	2階	2階	2階	○	○
		22	青柳中学校	4.0	2階	2階	○	○	○
		23	川柳小学校	3.6	2階	2階	○	○	○
		24	青柳小学校	3.5	2階	2階	○	2階	○
	第2 避難所	25	川柳文化センター	4.0	2階	2階	○	○	○
		26	柿木公民館	3.5	2階	2階	2階	2階	○
草加西部 ブロック	第1 避難所	27	草加中学校	3.5	2階	○	2階	2階	○
		28	西町小学校	3.5	2階	○	○	2階	○
		29	氷川小学校	3.2	2階	○	2階	2階	○
	第2 避難所	30	氷川コミュニティセンター	3.4	×	○	○	×	○
草加東部 ブロック	第1 避難所	31	高砂小学校	2.7	2階	○	2階	2階	○
		32	草加小学校	3.5	2階	○	2階	2階	○
	第2 避難所	33	中央公民館	3.1	2階	○	2階	2階	○
		34	吉町集会所	2.8	2階	○	2階	2階	2階
谷塚東部 ブロック	第1 避難所	35	瀬崎小学校	2.8	2階	○	2階	2階	2階
		36	瀬崎中学校	2.4	2階	2階	2階	2階	2階
	第2 避難所	37	瀬崎コミュニティセンター	2.8	×	×	×	×	×
谷塚西部 ブロック	第1 避難所	38	新里小学校	3.7	2階	○	○	2階	○
		39	谷塚中学校	2.7	2階	○	2階	2階	2階
		40	両新田小学校	2.9	2階	○	2階	2階	2階
		41	両新田中学校	3.1	2階	○	○	2階	○
	第2 避難所	42	新里文化センター	3.6	2階	○	○	2階	○
		43	柳島コミュニティセンター	3.9	×	○	○	×	○
谷塚中央 ブロック	第1 避難所	44	谷塚小学校(※)	3.2	2階	○	○	2階	2階
			谷塚文化センター	3.2	2階	○	○	2階	2階
	第2 避難所	45	市民交流活動センター	3.3	2階	○	○	2階	○
第3避難所		46	スポーツ健康都市記念体育館	2.4	2階	○	2階	2階	2階
		47	市民体育館	3.3	2階	2階	○	2階	○
		48	草加高等学校	3.0	2階	2階	2階	2階	○
		49	草加西高等学校	4.2	2階	○	○	○	○
		50	草加東高等学校	4.3	2階	2階	2階	○	○
		51	草加南高等学校	4.0	2階	○	○	2階	○
第4避難所		52	獨協大学	3.1	2階	○	2階	2階	○

※谷塚文化センターと一体で利用する。

2 避難計画等の策定

(1) 避難情報の判断・伝達マニュアルの策定

市は、避難指示、高齢者等避難等について、各河川管理者（国又は県）及び水防管理者（市）等の協力を得つつ、洪水等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にした「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成するとともに、避難場所、避難路をあらかじめ指定し、平時から市民への周知徹底に努める。

また、必要に応じて避難場所の開錠・開放を地域で担う等、円滑な避難のため、地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

避難に当たっては、「屋内安全確保」を原則とするものの、「屋内安全確保」を行うことがかえって危険を伴う場合等、やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、指定緊急避難場所又は「近隣の安全な場所」への移動を行うべきことについて、市民等への周知・徹底に努める。

避難情報の判断・伝達マニュアル改正（令和3年5月）の概要

避難情報〔法改正事項〕		避難情報の判断・伝達マニュアル改正（追加・主な修正）	
改正前	改正後（新たな避難情報）	避難行動	発令基準
避難準備・高齢者等避難開始（警戒レベル3）	高齢者等避難（警戒レベル3） 早期の避難を促すターゲット（高齢者等）を明確化	○災害リスクのある区域等からの「立退き避難」 ○周辺地域の安全が確認でき、一定の条件（※）を満たす場合は、 <u>自らの判断で「上階への移動」（＝屋内安全確保）</u> 等を選択することも可。 ※自宅等に浸水しない居室があり、一定期間の生活上の支障（食料・ライフライン等）を許容できる等	○国管理河川の洪水危険度分布で <u>避難判断水位超過相当（赤）</u> になった場合 ○避難勧告・避難指示を <u>一本化</u> し、従来の <u>勧告の基準で指示を発令</u> ○国管理河川の洪水危険度分布で <u>氾濫危険水位超過相当（紫）</u> になった場合 ○河川水位が「 <u>氾濫開始相当水位</u> 」に到達が予想される場合
避難勧告・避難指示（警戒レベル4）	避難指示（警戒レベル4） 避難勧告と避難指示を一本化し避難のタイミングを明確化		
災害発生情報（警戒レベル5）	緊急安全確保（警戒レベル5） 災害が発生・切迫している状況で緊急の安全確保を促す情報	○災害が発生・切迫し、「立退き避難」を安全にできない可能性がある状況に至った場合は、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、 <u>「自宅・施設等の浸水しにくい高い場所に緊急的に移動」等（＝緊急安全確保）</u> へ行動変容する。	○「立退き避難」から「 <u>緊急安全確保</u> 」へ行動変容を促す場合 ○国管理河川の洪水危険度分布で <u>氾濫している可能性（黒）</u> になった場合 ○河川水位が「 <u>氾濫開始相当水位</u> 」に到達した場合 ○ <u>大雨特別警報（土砂災害）</u> 発表された場合

資料：県

① 洪水等に対する市民の警戒避難体制

市は、洪水予報河川⁵について、水位情報、堤防等の施設に関する情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の避難情報の発令基準を設定する。

なお、洪水予報河川以外の河川についても、洪水警報の危険度分布等を活用し、具体的な避難指示等の避難情報の発令基準の策定に努める。

② 発令対象区域の設定

避難指示等の避難情報の発令対象区域については、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

③ 避難情報の発令に係る基本的な考え方

市は、気象、河川等の状況について、水位観測所の水位や氾濫水の到達時間など、できるだけ具体的な数値や危険度分布を用いて、適切なタイミングで避難情報を発令する。

また、夜間から翌朝までに強い降雨を伴う台風等が接近・通過する場合等は、安全に避難できるようにするため、時間帯を考慮し早期の発令に努める。

④ 局地的短時間豪雨

市は、避難情報の発令の際、あらかじめ避難場所を開放するよう努める。ただし、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、避難場所の早期開放に向けた対応を取りながら、避難情報の発令を合わせて検討する。

(2) 発災前の避難決定及び情報提供

台風、洪水等は、被災までに一定の時間があり、予見性が高い。市は、熊谷地方気象台等専門機関からの情報に基づき、発災前の早い段階における避難情報の判断及び情報提供を実施するよう努める。

なお、市民に対しては、自らの判断で避難行動を取ること及び早期避難の重要性を周知し、理解と協力を得る。

(3) 事業者による従業員等の安全確保

事業者は、豪雨や暴風等で屋外移動が危険な状況であるときに、従業員等が屋外に移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業等により、不要不急の外出を控えた行動が取れるよう、適切な措置の実施に努める。

⁵ 洪水予報河川：流域面積が大きい河川で、洪水により重大又は相当な損害を生ずるおそれがある河川として、国又は都道府県が指定した河川。洪水のおそれのあるときは、国土交通大臣又は知事は、気象庁長官と共同して、水位又は流量を示して洪水予報等を行う。なお、洪水予報河川以外の河川のうち、洪水により重大又は相当な損害を生ずるおそれがあるものとして、国又は都道府県が指定した河川を水位周知河川といい、国土交通大臣又は知事は、水位周知河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。

(4) 防災上重要な施設の避難計画

病院、工場、危険物保有施設及びその他防災上重要な施設の管理者は、避難計画を作成し、避難の万全を期する。

防災上重要な施設の避難計画は、次に定める。

準用元

震災対策編 第2章 震災予防計画

第8節 避難対策

2 防災上重要な施設の避難計画

3 指定避難所における生活環境の確保

指定避難所においては、避難者のプライバシー、バリアフリーの確保等、良好な生活環境の確保に努める必要がある。

指定避難所における生活環境の確保は、次に定めるほか、(1)の対策を実施する。

準用元

震災対策編 第2章 震災予防計画

第8節 避難対策

3 指定避難所における生活環境の確保

(1) 感染症対策用資材の備蓄

感染症対策として、マスクや手指消毒用アルコール、体温計、間仕切り等の物資・資材等の備蓄に努める。

4 避難誘導体制の整備

風水害に対しては、市民等が自らの判断で避難行動を取ることを原則とする。市は安全な避難誘導を促すため、警察官、消防職員、消防団員等と相互に協力しながら、災害の規模や状況に応じた避難誘導体制の整備に努める。

避難誘導体制の整備は、次に定める。

準用元

震災対策編 第2章 震災予防計画

第8節 避難対策

4 避難誘導体制の整備

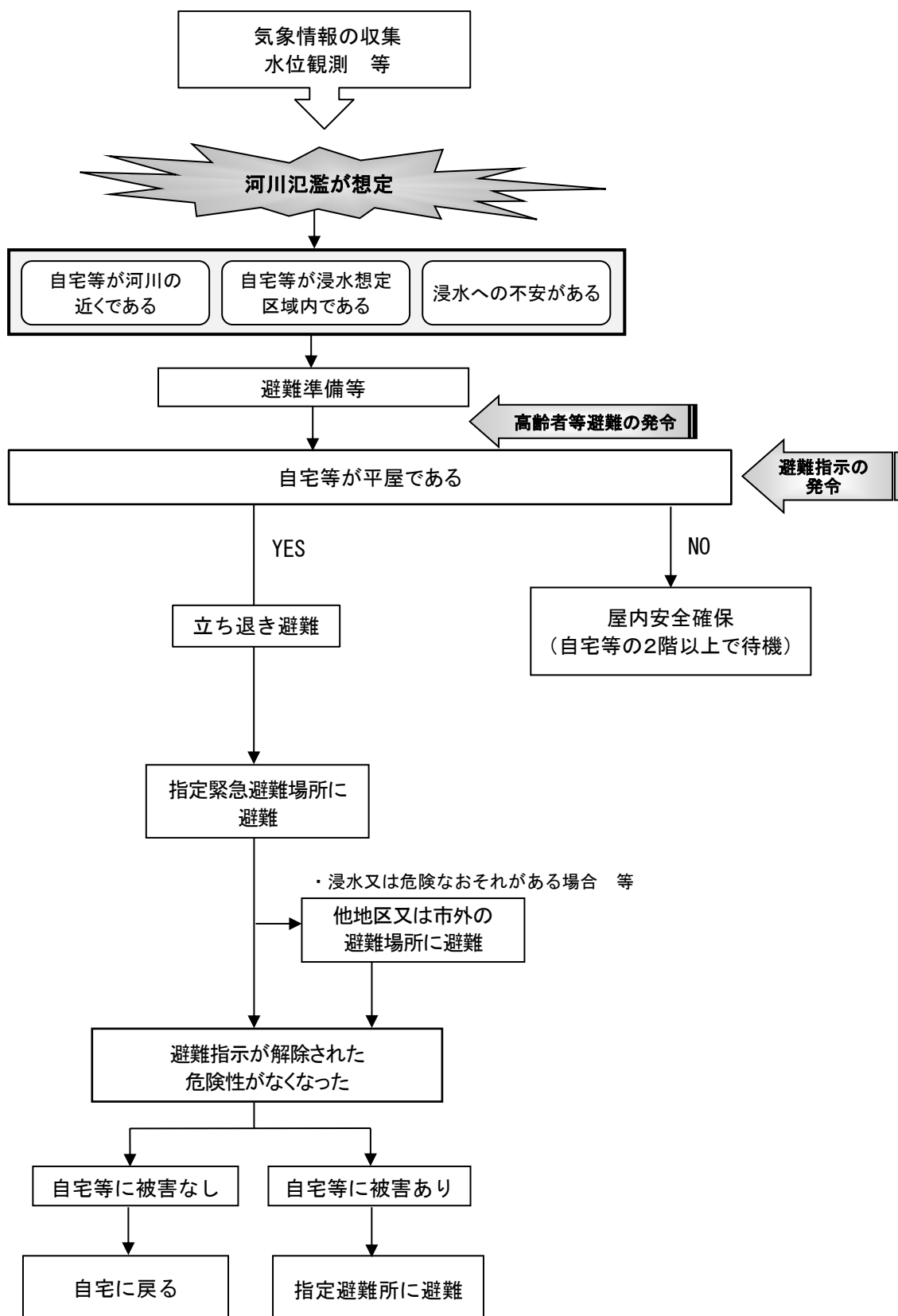
本市への洪水到達時間の長短別河川

区分	河川名	水位観測所	浸水到達時間 (時間後)	市域に対する 浸水面積比 (%)	最大浸水深 (m)
本市への洪水 到達時間が 比較的長い 河川	元荒川	三野宮	8	34	1.7
	芝川・新芝川	青木水門	12	21	1.4
	江戸川	野田	12	34	2.5
	利根川	栗橋	15	100	3.8
	荒川	熊谷	18	26	1.6
	利根川	八斗島	48	79	1.0
本市への洪水 到達時間が 短い河川	中川	吉川	直ちに	18	1.6
	綾瀬川	谷古宇	直ちに	71	1.6
	綾瀬川	一の橋	直ちに	20	1.6
	荒川	岩淵水門	4	92	2.4

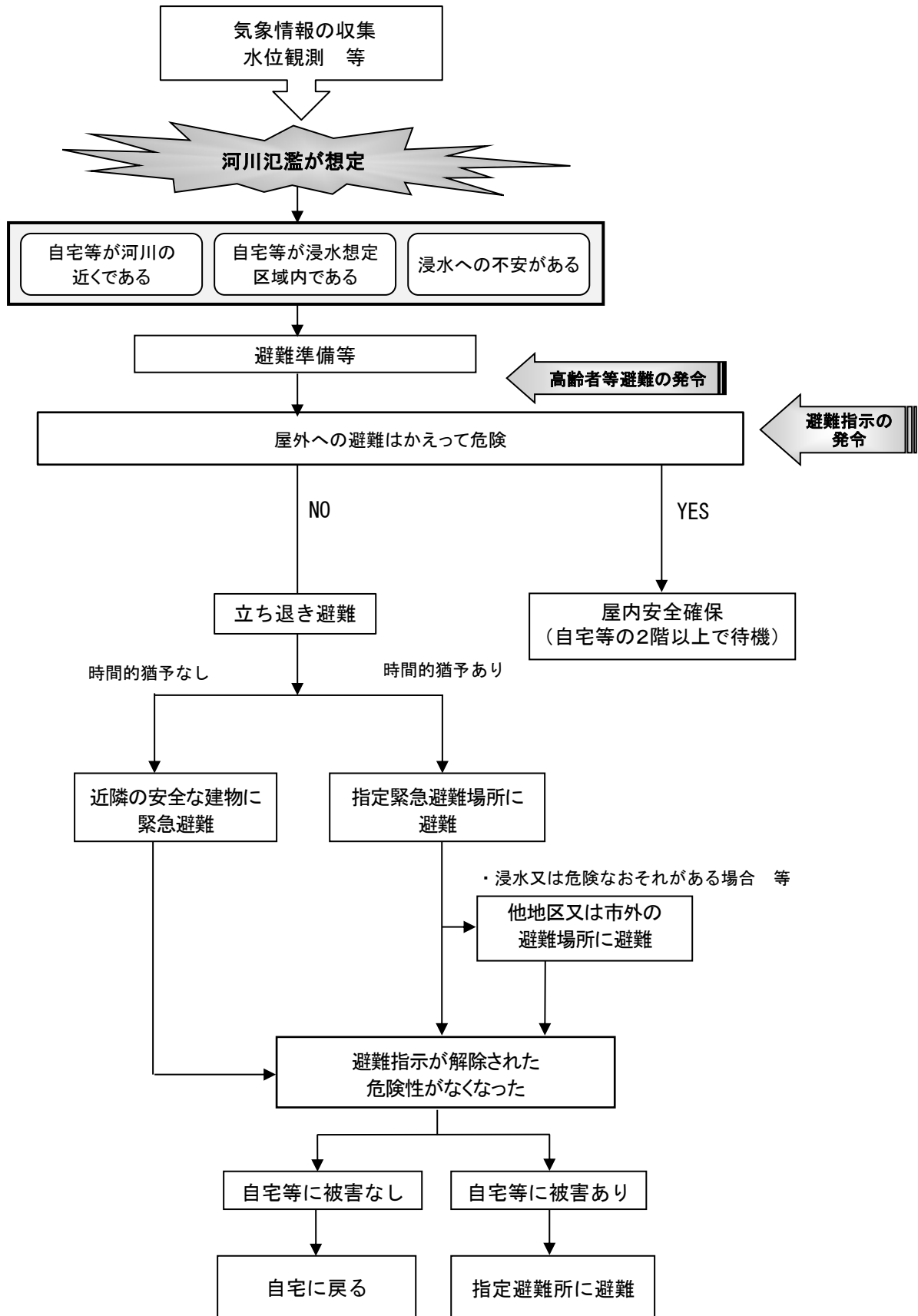
河川氾濫が想定される場合において、避難指示が発令された場合、移動が危険なときは安全な場所で「屋内安全確保」を行う。「屋内安全確保」が危険なときは、指定緊急避難場所又は近隣の安全な場所への「立退き避難」を行う。避難の対象範囲は、各河川の洪水浸水想定区域内とする。

なお、浸水到達時間の長さに応じた行動フロー例を次頁以降に示す。

草加市域への洪水到達時間が比較的長い河川の場合



草加市域への洪水到達時間が短い河川の場合



5 広域避難に係る体制の整備

市は、市町村を超える広域避難を円滑に実施するため、県や他区市町間で整合性の取れた避難方針や避難シナリオ、避難計画等を作成し、実施体制を整備する。

また、他区市町間との避難者受入協定の締結や洪水時に利用可能な避難所の指定を推進する。

その他については、次に定める。

準用元

震災対策編 第2章 震災予防計画

第8節 避難対策

5 広域避難に係る体制の整備

6 市民への周知

市は、避難に際しての事前準備や取るべき避難行動等について、市民に周知を図る。市民への周知については、次に定める。

準用元

震災対策編 第2章 震災予防計画

第8節 避難対策

6 市民への周知

7 避難所外避難者対策

指定避難所以外の避難は、実態が十分に把握できず、情報の提供のほか、食料や救援物資等を行き渡らせることが困難となるおそれがあるため、避難所外への避難者をあらかじめ想定した支援対策の強化を図る。

避難所外避難者対策は、次に定める。

準用元

震災対策編 第2章 震災予防計画

第8節 避難対策

7 避難所外避難者対策

第9節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策

方策	担当部署
1 要配慮者全般の安全対策	人権共生課、福祉政策課、障がい福祉課、長寿支援課、介護保険課、子育て支援課
2 避難行動要支援者の安全対策	福祉政策課、障がい福祉課、長寿支援課、介護保険課
3 社会福祉施設入所者等の安全対策	危機管理課、福祉政策課、障がい福祉課、長寿支援課、介護保険課、建築安全課
4 保育所等及び放課後児童クラブの安全対策	保育課、子ども育成課

基本方針

災害発生時、高年者、障がい児・者、難病患者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者（避難行動要支援者を含む）は、災害に際して必要な情報を得ることや迅速な行動を取ることが困難であり、被害を受ける可能性が高いため、あらかじめ対策を講じておく必要がある。

要配慮者・避難行動要支援者への支援対策の基本方針は、次に定める。

準用元

震災対策編 第2章 震災予防計画

第9節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策
基本方針

1 要配慮者全般の安全対策

要配慮者に配慮した避難所への設備・資機材の導入のほか、運営体制等の整備等ソフト・ハード両面から要配慮者の安全確保対策の整備を図る。

要配慮者全般の安全対策は、次に定める。

準用元

震災対策編 第2章 震災予防計画

第9節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策
1 要配慮者全般の安全対策

2 避難行動要支援者の安全対策

避難行動要支援者名簿の作成及び名簿を活用した避難支援等、避難行動要支援者の安全対策を図る。

避難行動要支援者の安全対策は、次に定める。

準用元

震災対策編 第2章 震災予防計画

第9節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策
2 避難行動要支援者の安全対策

3 社会福祉施設入所者等の安全対策

災害時における社会福祉施設入所者等の安全の確保について、ソフト・ハード両面から整備を図る。

社会福祉施設入所者等の安全対策は、次に定める。

準用元

風水害対策編 第2章 風水害予防計画

第1節 自助、共助による防災力の向上

1 自助による市民の防災力向上

準用元

震災対策編 第2章 震災予防計画

第9節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策

3 社会福祉施設入所者等の安全対策

4 保育所等及び放課後児童クラブの安全対策

台風や暴風雨等により甚大な被害の生じるおそれがある場合に、市内の保育所等及び放課後児童クラブは、児童と保育従事者の生命を守り安全を確保するため、次の措置を取る。

(1) 保育所等における安全確保

① 対象施設

市内の公立保育園、民間認可保育所、認定こども園（保育部分）、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、家庭保育室（以下「保育所等」という。）とする。

② 臨時休園の基準

市は、次のいずれかに該当する場合に臨時休園を判断する。

- 1 気象庁から草加市を含む地域に特別警報又は暴風警報が発令された場合
- 2 市が市内のいずれかの地域を対象に警戒レベル4以上の避難指示を発令した場合
- 3 前日までに草加市及び草加市に隣接する市区町を発着する鉄道の計画運休が予定され、当日午前6時までに解除されない場合
- 4 上記にかかわらず、風雨により甚大な被害の生じるおそれがある場合

③ 台風等の非常災害が想定される場合の対応

- 1 午前6時までに、特別警報等が発令され、又は鉄道の計画運休が決定している場合は、臨時休園とする。
- 2 午前6時から午前7時までの間に、特別警報等が発令されたときも臨時休園とする。
台風の接近等により風雨が特に激しい場合は、利用者は午前7時まで自宅にて待機し、特別警報等の発令の有無を確認する。
- 3 特別警報又は暴風警報が発令されていない場合においても、強風や豪雨により登園に危険の伴うことが想定される場合は、安全の確保を優先して登園はできる限り控えることとする。
なお、登園しない場合は、登園児の安否確認のため、保護者は必ず通園する保育所等に連絡する。
- 4 登園後に特別警報又は暴風警報が発令された場合は、保護者が児童を引き取るまでは保育所等で預かり、安全を確認した上で、保護者に引き渡す。
なお、保護者以外の者が引き取る場合には、必ず事前に保護者から通園する保育所等に連絡する。
- 5 登園児全員の引渡し後は、職員の安全確保のため、保育所等を閉鎖する。

④ 臨時休園時の特別保育

臨時休園を決定した場合、あずま保育園において特別保育を実施する。

対象者	保護者全員が次の業務に従事し、臨時休園日において自宅で保育できない世帯の児童 1 医療体制の維持に関する業務 2 保育所等や高齢者施設、障害者支援施設等支援が必要な人々の保護の継続に関する業務 3 インフラ（電力、ガス、水道等）運営等市民の安定的な生活の確保に関する業務 4 行政、警察、消防、鉄道等社会の安定の維持に関する業務
利用条件	1 保護者の責任において、特別保育を実施する園に送迎を行うこと 2 保育時間中に必要な食事及び飲料水は、全て持参すること 3 当日保育に必要な物（遊具・教材を除く）は、全て記名し持参すること 4 午前7時から午後6時の範囲内で可能な限り短時間の預かりとなるよう調整すること
その他	1 台風等の非常災害により、休園が予測される場合に、保護者は、前日（前日が休園日の場合は直前の開園日）午後3時までに、在籍する保育所等の施設長に、特別保育の利用と利用希望時間を申し出る。保育所等は、申出を受けた後、調整の上、午後7時までに利用の可否を連絡する。 ② 利用者は、「台風等の非常災害時における特別保育利用届」の留意事項に同意の上、全ての項目に記入し、利用日当日に特別保育実施園（あずま保育園）に提出する。 ③ 特別保育は、暴風雨等により送迎時にも危険が伴うため、可能な限り自宅保育を行う。対象者の条件に該当する場合も、できる限り調整した上で、臨時休園によって必ず預けなければならない場合のみ利用を申し出ること。

(2) 放課後児童クラブにおける安全確保

① 対象施設

市内の放課後児童クラブ（住吉児童館児童クラブ及び第2児童クラブを含む。以下、「児童クラブ」という。）とする。

② 臨時休室の基準

市は、次のいずれかに該当する場合に臨時休室を判断する。

- 1 気象庁から草加市を含む地域に特別警報又は暴風警報が発令された場合
- 2 市が市内のいずれかの地域を対象に警戒レベル4以上の避難指示を発令した場合
- 3 前日までに草加市及び草加市に隣接する市区町を発着する鉄道の計画運休が予定され、当日午前6時までに解除されない場合
- 4 上記にかかわらず、風雨により甚大な被害が生じるおそれがある場合

③ 台風等の非常災害が想定される場合の対応

- 1 特別警報又は暴風警報が発令されていない場合においても、強風や豪雨により登室に危険の伴うことが想定される場合は、利用者は安全の確保を優先して登室はできる限り控えることとする。
 なお、登室しない場合は、登録児の安否確認のため、保護者は必ず登録する児童クラブに連絡する。
- 2 登室後に特別警報又は暴風警報が発令された場合は、保護者が児童を引き取るまでは児童クラブで預かり、安全を確認した上で、保護者に引き渡す。
 なお、保護者以外の者が引き取る場合には、必ず事前に保護者から登録する児童クラブに連絡する。
- 3 登録児全員の引渡し後は、職員の安全確保のため、児童クラブを休室する。

④ 臨時休室時の特別保育

臨時休室を決定した場合、草加市立高砂児童クラブにおいて特別保育を実施する。

対象者	保護者全員が次の業務に従事し、臨時休室日において自宅で保育できない世帯の児童 1 医療体制の維持に関する業務 2 保育所等や高齢者施設、障害者支援施設等支援が必要な人々の保護の継続に関する業務 3 インフラ（電力、ガス、水道等）運営等、市民の安定的な生活の確保に関する業務 4 行政、警察、消防、鉄道等社会の安定の維持に関する業務
利用条件	1 保護者の責任において、特別保育を実施する児童クラブに送迎を行うこと 2 保育時間中に必要な食事及び飲料水は、全て持参すること 3 当日保育に必要な物（遊具・教材を除く）は、全て記名し持参すること 4 可能な限り短時間の預かりとなるよう調整すること
その他	1 台風等の非常災害が予測される場合に、前日（前日が休室日の場合は直前の開室日）午後3時までに、在籍する児童クラブの施設長に、特別保育の利用と利用希望時間を申し出る。申出を受けた後、調整の上、午後7時までに利用の可否を連絡する。 2 利用者は、「台風等の非常災害時における特別保育利用届」の留意事項に同意の上、全ての項目に記入し、利用日当日に特別保育を実施する児童クラブ（高砂児童クラブ）に提出する。 3 特別保育は、暴風雨等により送迎時にも危険が伴うため、可能な限り自宅保育を行う。対象者の条件に該当する場合も、できる限り調整した上で、臨時休室によって必ず預けなければならない場合のみ利用を申し出ること。

第10節 物資供給・輸送・移送等対策

方策	担当部署
1 飲料水の供給体制の整備	危機管理課、水道営業課、水道施設課
2 食料の供給体制の整備	危機管理課、産業振興課、都市農業振興課
3 生活必需品の供給体制の整備	危機管理課、庶務課、契約課、産業振興課
4 防災用資機材の備蓄	危機管理課
5 緊急輸送体制の整備	危機管理課、庶務課、納税課

基本方針

災害発生時には物流が停止するため、物資の入手が困難な被災者に飲料水、食料、生活必需品等を供給する必要がある。

物資供給・輸送・移送等対策の基本方針は、次に定める。

準用元

震災対策編 第2章 震災予防計画
第10節 物資供給・輸送・移送等対策
基本方針

1 飲料水の供給体制の整備

災害により水道施設が被災した場合は、復旧までに飲料水や生活用水等の給水活動が必要となる。

飲料水の供給体制の整備は、次に定める。

準用元

震災対策編 第2章 震災予防計画
第10節 物資供給・輸送・移送等対策
1 飲料水の供給体制の整備

2 食料の供給体制の整備

災害時に必要とされる食料、飲料水の備蓄を推進するとともに、これらの調達体制や炊き出しの実施体制等をあらかじめ整備しておく必要がある。

食料の供給体制の整備は、次に定める。

準用元

震災対策編 第2章 震災予防計画
第10節 物資供給・輸送・移送等対策
2 食料の供給体制の整備

3 生活必需品の供給体制の整備

災害時に必要とされる生活必需品の備蓄を推進するとともに、これらの調達体制等をあらかじめ整備しておく必要がある。

生活必需品の供給体制の整備は、次に定める。

準用元

震災対策編 第2章 震災予防計画
第10節 物資供給・輸送・移送等対策
3 生活必需品の供給体制の整備

4 防災用資機材の備蓄

災害時における迅速かつ適切な救出、救護活動を実施するため、応急活動用資機材や自主防災組織用資機材の備蓄を図る必要がある。

防災用資機材の備蓄は、次に定める。

準用元

震災対策編 第2章 震災予防計画
第10節 物資供給・輸送・移送等対策
4 防災用資機材の備蓄

5 緊急輸送体制の整備

災害時には、緊急物資等を緊急に輸送する必要があり、迅速な輸送の確保に向け、緊急輸送体制の整備を図る必要がある。

緊急輸送体制の整備は、次に定める。

準用元

震災対策編 第2章 震災予防計画
第10節 物資供給・輸送・移送等対策
5 緊急輸送体制の整備

第11節 災害廃棄物処理体制の整備

方策	担当部署
1 災害廃棄物処理体制の整備	廃棄物資源課
2 し尿処理体制の整備	廃棄物資源課、下水道課

基本方針

大規模な風水害が発生した場合には、木くずや家具等の大型ごみや水分を含んだ片付けごみ等が大量に発生するおそれがある。

災害廃棄物処理体制の整備の基本方針は、次に定める。

準用元

震災対策編 第2章 震災予防計画
第11節 災害廃棄物処理体制の整備
基本方針

1 災害廃棄物処理体制の整備

災害廃棄物を迅速かつ適切に処理することにより、災害時の環境衛生を確保し、被災地域の早期の復旧・復興を図る必要がある。

災害廃棄物処理体制の整備は、次に定める。

準用元

震災対策編 第2章 震災予防計画
第11節 災害廃棄物処理体制の整備
1 災害廃棄物処理体制の整備

2 し尿処理体制の整備

災害時には下水道施設（汚水）やし尿処理施設等が被災するおそれがあり、そうした事態に備え、あらかじめし尿処理体制を整備しておく必要がある。

し尿処理体制の整備は、次に定める。

準用元

震災対策編 第2章 震災予防計画
第11節 災害廃棄物処理体制の整備
2 し尿処理体制の整備

第12節 市民生活の早期再建

方策	担当部署
1 応急住宅対策	危機管理課、都市計画課
2 動物愛護	くらし安全課
3 文教対策	指導課、学務課、生涯学習課

基本方針

災害後の市民の生活再建を迅速に実施するため、市は、生活再建に向けた環境整備や各種の取組を推進する。

1 応急住宅対策

災害後の速やかな応急仮設住宅を確保するため、用地の選定や設置事前計画の策定等を進めておく必要がある。

応急住宅対策は、次に定める。

準用元

震災対策編 第2章 震災予防計画
第12節 市民生活の早期再建
1 応急住宅対策

2 動物愛護

発災時に飼い主が安全に避難できるよう、ペットの避難所での受入れ体制の整備や飼い主へのペットに関する防災知識の普及・啓発等を図る必要がある。

動物愛護は、次に定める。

準用元

震災対策編 第2章 震災予防計画
第12節 市民生活の早期再建
2 動物愛護

3 文教対策

各学校においては、児童・生徒が在校時に風水害が発生した場合の安全確保対策を講じておく必要がある。

また、文化財の風水害予防対策を講じておく必要がある。

文教対策は、次に定めるほか、(1)の対策を実施する。

準用元

震災対策編 第2章 震災予防計画
第12節 市民生活の早期再建
3 文教対策

(1) 公立学校における水害時の避難対策の実施

市は、公立学校を対象に避難確保計画の策定を推進する。各学校では教職員に対し計画内容の周知を図り、平時から避難訓練を実施し、児童・生徒に水害時の行動について周知する。

また、避難確保計画に基づき、状況に応じて、市及び地域等と密接な連携のもとに、児童・生徒の避難誘導を行う。

第13節 竜巻・突風等対策

方策	担当部署
1 竜巻等突風の発生、対処に関する知識の普及	危機管理課
2 竜巻注意情報等気象情報の普及	危機管理課
3 被害予防対策	危機管理課
4 竜巻等突風対処体制の確立	危機管理課
5 情報収集・伝達体制の整備	危機管理課、広報課、建設管理課
6 適切な対処法の普及	危機管理課

基本方針

市は、突発的に発生し、局地的に甚大な被害をもたらす竜巻や突風等について、市民への注意喚起を行うとともに、市民生活に与える影響を最小限にするための対策を講じる。

1 竜巻等突風の発生、対処に関する知識の普及

竜巻や突風は局所的・突発的に発生し、その発生を正確に予測することは現状では困難であるため、人的被害を防ぐ対策として、事前に一人ひとりが竜巻等突風に関する正しい知識を持ち、竜巻等突風に遭遇した場合の的確な身の守り方を習得しておく必要がある。

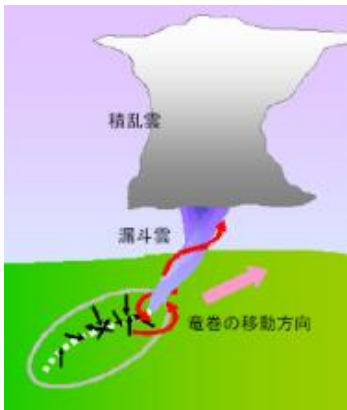
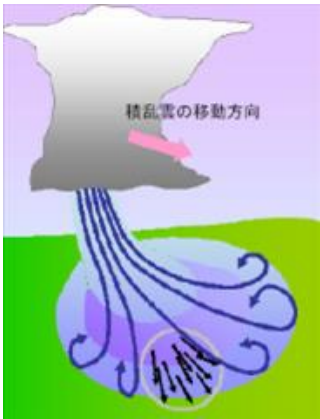
(1) 竜巻等突風に関する普及啓発の推進

市は、竜巻等突風の発生メカニズムや対処方法について、職員への研修や市民への普及・啓発を行う。

① 主な竜巻等突風の種類

突風をもたらす現象には、次のものがある。

主な突風の種類

突風の種類	竜巻	ダウンバースト	ガストフロント
			
特徴	積乱雲に伴う強い上昇気流により発生する激しい渦巻きで、多くの場合、漏斗状又は柱状の雲を伴う。被害域は、幅数十～数百mで、長さ数kmの範囲に集中するが、数十kmに達したこともある。	積乱雲から吹き降ろす下降気流が地表に衝突して水平に吹き出す激しい空気の流れである。吹き出しの広がり数百mから十km程度で、被害地域は円形あるいは楕円形等、面的に広がる特徴がある。	積乱雲の下で形成された冷たい（重い）空気の塊が、その重みにより温かい（軽い）空気の側に流れ出すことによって発生する。水平の広がり竜巻やダウンバーストより大きく、数十km以上に達することもある。

資料：気象庁

2 竜巻注意情報等気象情報の普及

市及び熊谷地方気象台は、竜巻注意情報及び竜巻発生頻度ナウキャストの的中率の予測精度を踏まえつつ、これらの情報が発表されたときの対応について、広く市民に普及を図る。

(1) 竜巻等突風に関する気象情報

竜巻等の激しい突風が発生する可能性がある場合等に、気象庁から次の情報が発表される。

竜巻等突風に関する気象情報の種類

気象情報	内 容
予告的な気象情報 (竜巻発生の日から1日前)	発達した低気圧等により災害に結びつく気象現象が予想される場合、半日～1日程度前に予告的な気象情報が発表される。このとき、竜巻等の激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風に注意」という言葉を用いて特段の注意を呼びかける。
雷注意報 (竜巻発生の数時間前)	積乱雲に伴う激しい現象(落雷、ひょう、急な強い雨、突風等)の発生により被害が予想される数時間前に発表される。このとき、竜巻等の激しい突風の発生が予想される場合には、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。
竜巻注意情報 (竜巻発生から1時間前)	・竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、一次細分区域単位で発表される。 ・竜巻注意情報は、竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2が現れた地域に発表しているほか、目撃情報が得られて竜巻等が発生するおそれが高まったと判断した場合にも発表される。情報の有効期間は発表から約1時間であるが、その後も注意すべき状況が続く場合には、一連の情報として竜巻注意情報が再度発表される。 ・適中率は5%程度、捕捉率は30%程度。発表段階で竜巻の規模は不明、又は竜巻発生後に発表となることもあり、予測精度は低い。

資料：気象庁

【参考】竜巻注意情報の発表（例）

埼玉県竜巻注意情報 第1号 令和××年××月××日××時××分 熊谷地方气象台発表 埼玉県南部は、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になっています。 空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。 落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。 この情報は、××日××時××分まで有効です。
--

竜巻発生確度ナウキャストの概要

竜巻発生確度ナウキャストは、10 km四方の領域ごとに竜巻等の発生しやすさの解析結果を示す情報である。

竜巻注意情報が発表されたときには、竜巻発生確度ナウキャストで竜巻等の発生する可能性が高まっている領域や今後の変化を確認することができる。実況と1時間先までの予測が提供されており、10分ごとに更新されている。

発生確度の説明

発生確度 2	竜巻等の激しい突風が発生する可能性があり、注意が必要である。 予測の適中率※は7～14%程度、捕捉率は50～70%程度である。 発生確度2となっている地域に竜巻注意報が発表される。
発生確度 1	竜巻等の激しい突風が発生する可能性がある。 発生確度1以上の地域では、予測の適中率※※は1～7%程度であり、発生確度2に比べて低くなるが、捕捉率は80%程度であり見逃しが少ない。

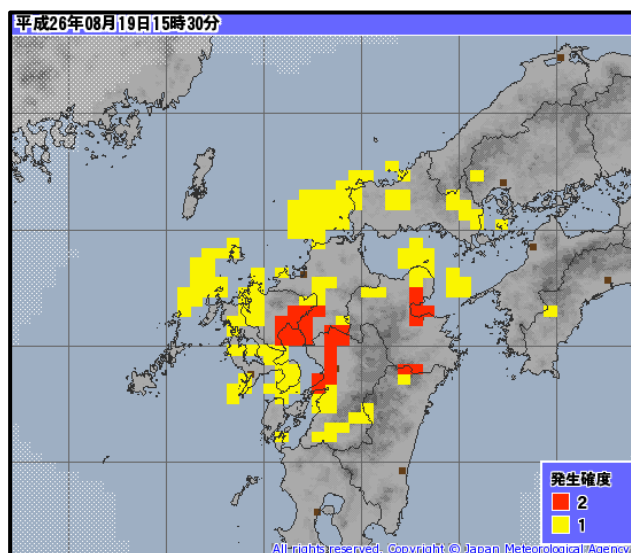
※発生確度2の予測の適中率：発生確度2となった場合を「竜巻あり」の予測としたとき、予測回数に対して実際に竜巻が発生する割合

※発生確度1以上の予測の適中率：発生確度1以上となった場合を「竜巻あり」の予測としたとき、予測回数に対して実際に竜巻が発生する割合

（補足）上表中の「適中率」及び「捕捉率」は、過去30か月の従属資料による検証値である。

資料：気象庁

竜巻発生確度ナウキャスト（例）



(2) 竜巻関係の気象情報についての普及・啓発

熊谷地方気象台は、県及び市と協力し、竜巻関係の気象情報の種類や利用方法について、市民への普及・啓発を行う。

3 被害予防対策

竜巻等突風は発生予測が難しく、かつ、どのような場所でも発生の可能性があることから、市は、広く市民等に対して被害の予防対策の普及を図る。

(1) 物的被害軽減のための方策の普及・啓発

- ① 重要施設や学校、公共交通機関等において、飛来物による施設の損傷やガラス破損に対する対策及び耐風対策の普及・啓発を図る。
- ② 低コスト耐気候性ハウス等の導入等、農業被害の軽減策の普及・啓発を図る。
- ③ 強風による住宅等の屋根瓦の飛散を防止するため、瓦の緊結対策についての普及・啓発を図る。

4 竜巻等突風対処体制の確立

市は、竜巻等突風が発生又は発生の可能性が高まった際の対処や連絡体制を整備し、被害の防止に役立てる。

(1) 竜巻等突風に対する対処

市は、竜巻等突風の発生メカニズムや竜巻等突風の特徴、竜巻注意情報等の予測精度を踏まえ、発表時及び竜巻等突風発生時の対処や連絡方法等について、防災関係機関と事前に調整しておく。

5 情報収集・伝達体制の整備

市は、竜巻等突風が発生又は発生の可能性が高まった際の伝達体制を整備し、被害の防止に役立てる。

(1) 住民への伝達体制

- ① 市は、「草加お知らせメール」等に竜巻注意情報を加え、市民や関係職員への登録を促す。
- ② 市は、有効で時宜を逸しない伝達方法を検討する。

(2) 目撃情報の活用

市は、市職員等から竜巻等突風被害の目撃情報を組織的に収集し、即時性の高い警戒情報の発信に活かす等、竜巻等突風の迅速な捕捉を検討する。

6 適切な対処法の普及

市は、竜巻等突風への具体的な対処法を市民に分かりやすく示し、人的被害を抑制するための啓発を行う。

(1) 具体的な対処方法の普及

市民は、竜巻等突風から身の安全を守るため、竜巻等突風の危険が高まった際、気象の変化に十分注意しながら主体的に判断し、適切な対処行動を取る。

市は、ホームページ等で、対処法を分かりやすく周知する。

竜巻等突風から命を守るための対処法（例）

- ・頑丈な建物へ避難する。建物がない場合、出来るだけ頑丈な構造物の隙間に入り、身を小さくする
- ・雨戸、カーテンを閉め、窓から離れる
- ・テーブルの下に入るなどし、身を小さくして頭を守る
- ・避難時は飛来物に注意する
- ・物置やプレハブの中には入らない
- ・太い樹木や電柱には近づかない

具体的な対応例（竜巻等突風対策局長級会議報告（平成24年8月15日））

（Ａ）竜巻注意情報発表時、（Ｂ）積乱雲の近づく兆しを察知したとき、（Ｃ）竜巻の接近を認知したときには、次のそれぞれの状況に対応した対処行動例を参考に、適切な行動を取る。

竜巻注意情報発表時等状況ごとの対処行動例

状況の時系列的変化	対処行動例
（Ａ）竜巻注意情報発表時	・空の変化（積乱雲が近づく兆し）に注意する。 ・竜巻発生確度ナウキャストや気象レーダー画像にアクセスできる場合であれば、自分が今いる場所の状況についてこまめ（５～１０分程度ごと）に確認する。 ・安全確保に時間を要する場合（人が大勢集まる野外行事、テントの使用や子ども・高齢者を含む野外活動、高所・クレーン・足場等の作業）は万一来に備え、早めの避難開始を心がける。
（Ｂ）積乱雲が近づく兆しを察知したとき （積乱雲が近づく兆し） 空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す等	・野外の場合、頑丈な建物など安全な場所に移動する。 ・屋内の場合、雨戸や窓、カーテンなどを閉める。
（Ｃ）竜巻の接近を認知したとき （竜巻接近時の特徴） ①雲の底から地上に伸びる（ろうと状の雲が見られる） ②飛散物が筒状に舞い上がる ③竜巻が間近に迫った特徴（ゴーというジェット機のようなごう音） ④耳に異常を感じるほどの気圧の変化等を認知したとき なお、夜間で雲の様子が分からないとき、屋内で外が見えないときは③及び④の特徴により認知する	竜巻を見続けることなく、直ちに以下の行動を取る。 （屋内） ・窓から離れる。 ・窓の無い部屋等へ移動する。 ・部屋の隅・ドア・外壁から離れる。 ・地下室か最下階へ移動する。 ・頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る。 （屋外） ・近くの頑丈な建物に移動する。 ・頑丈な建物がないければ、飛散物から身を守るような物陰に身を隠し、頭を抱えてうずくまる。 ・強い竜巻の場合は、自動車も飛ばされるおそれがあるので、自動車の中でも頭を抱えてうずくまる。

資料：気象庁資料をもとに作成

第14節 復興準備・推進体制の確立

方策	担当部署
1 復興準備体制の確立	危機管理課、総合政策課、都市計画課、関係各課
2 復興推進体制の確立	危機管理課、総合政策課、都市計画課、関係各課

基本方針

大規模な風水害から迅速な災害復興を進めるため、復興準備体制と復興推進体制で構成される災害復興体制を確立する。

復興準備・推進体制の確立の基本方針は、次に定める。

準用元

震災対策編 第2章 震災予防計画
第13節 復興準備・推進体制の確立
基本方針

1 復興準備体制の確立

事前に復興に係る関係部局から構成する復興準備体制を整える。また、復興に備えた準備として復興イメージトレーニングを実施する。

復興準備体制の確立は、次に定める。

準用元

震災対策編 第2章 震災予防計画
第13節 復興準備・推進体制の確立
1 復興準備体制の確立

2 復興推進体制の確立

災害復興を着実に進めるため、災害復興本部の設置・運営、復興方針・復興計画の策定を行う復興推進体制を確立する。

復興推進体制の確立は、次に定める。

準用元

震災対策編 第2章 震災予防計画
第13節 復興準備・推進体制の確立
2 復興推進体制の確立